





Q1 条約が発効する前の子の連 れ去りは、ハーグ条約の対象にな るのでしょうか?

A1 条約に基づく子の返還手続は、 条約発効前に起きた子の連れ去り には適用されません。ただし、条約 発効後の時点で、親子間の面会交 流が実現していなければ、連れ去 りの時期に関係なく面会交流につ いての支援を求めることはできま す。

Q2 元配偶者が、子を無断で日本 から海外へ連れ去ってしまったの ですがどうしたらよいでしょうか? (※条約発効後に子が他の条約締 約国に連れ去られた場合)

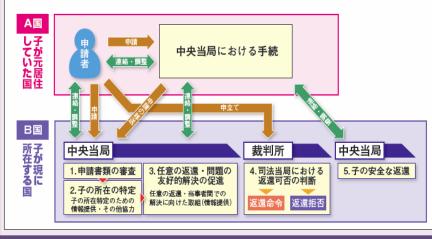
A2 ①子の返還を求める場合 監護権を有する親は、ハーグ条 約に基づき、<u>我が国又は子が連れ</u> <u>去られた先の国の中央当局に対し、</u> 子の返還のための支援を申請する ことができます。

②子との面会交流を求める場合 面会交流をすることができる地位 にある親は、ハーグ条約に基づき、 我が国又は子が連れ去られた先 の国の中央当局に対し、子との面 会交流を実現させるための支援を 申請することができます。

Q3 条約の対象となる子は何歳でしょうか?

A3 対象となるのは、16歳未満の子です。

申請を受けた後の主な流れ



Q4 日本がハーグ条約を未締結である現在、子を連れて日本へ帰 国する場合に、裁判所から渡航制限を受ける可能性もあると聞いた のですが本当でしょうか?

A4 国によっては、子を連れて海外に渡航する際、(離婚後であっても) 相手親の同意が必要とされることがありますが(各国の法令、離婚裁 判・離婚調停の判決等)、日本人が外国の裁判所等において子を連れ て日本に渡航するために許可を求めた場合に、日本がハーグ条約を未 締結であることを理由に渡航が許可されないことがあります。これは、 我が国が条約を締結していないことにより、仮に子を連れて日本に渡航 したまま戻らないような場合に、条約に基づいて子の返還を求めること ができないからです。 Q5 子を連れて日本に帰りたいの ですが、再度元の居住国に戻った 場合逮捕される危険性はあるので しょうか?

A5 国によっては、(離婚後であっ ても)相手親の同意なく子を国外へ 連れ出すことが犯罪となり、逮捕されることもあります(米、英、仏、豪 等)。そのようなことが起きないよう に子を連れて日本に帰ることを希 望する場合は、まず弁護士等に相 談してください。

Q6 相手親の同意なく子と共に日本 に帰国した場合に、子の返還申請が 出されれば、必ず子を返還しなけれ ばいけないのでしょうか?

A6 ハーグ条約では、原則として、子 を元の居住国に返還することになって いますが、<u>以下のような場合には連れ</u> 去られた子を返還しなくてもよいと裁 判所が判断する場合があります。

①連れ去りから1年以上経過し、子が 新たな環境に適応している場合。

②申請者が事前の同意又は事後の黙認をしていた場合。

③返還により子が心身に害悪を受け、 又は他の耐え難い状況に置かれるこ ととなる重大な危険がある場合。(例: 子への虐待やDV等)

④子が返還されることを拒み、かつその子が意見を考慮するのに十分な年齢・成熟度に達している場合。